

パプアニューギニア知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 P G. I

略語のリスト

国内官庁： パプアニューギニア知的財産庁

P G P A： 2000年パプアニューギニア特許意匠法

P G P R： 2002年パプアニューギニア特許意匠規則

指定（又は選択）官庁 PG	パプアニューギニア 知的財産庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 PG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付する必要がある。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始する明示の請求を行った場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：キナ (PGK) 出願手数料 ¹ PGK 1,000 出願にコンパクトディスク若しくはその他の電子手段によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表が含まれている場合 PGK 1,500 特許の各分割出願につき PGK 300 第2年度の年金 PGK 170	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

P G	パプアニューギニア知的所有権庁（続き）	P G
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2）	出願人がパプアニューギニアに居住していない場合には代理人の選任、代理人選任書（授權書又は委任状）が要求される² 発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3, 4} 出願人が発明者でない場合には、出願資格の証明書^{3, 4} 出願人が先の出願を行った出願人と異なる場合には、優先権主張資格の証明書^{3, 4} 国際出願日の後に出願人の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁴	
誰が代理人として行為できるか？	パプアニューギニアに居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 P C T第23条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

PGPR Sec.	4	PG. 01 手続言語 手続言語は英語である。出願の一部を構成する書類又は国内官庁に提出する書類は、英語によるか又は英語翻訳文を添付する。
		PG. 02 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書PG. I に概説されている。
PGPA Sec.	31(2),(3)	PG. 03 年 金 出願日の1年後に開始される各年について、所定の年金を前払する。年金は支払期日の6箇月後まで支払うことができるが、所定の追加手数料を支払うことを条件とする。
PGPR Sec.	28	
PGPR Sec.	26(1)	PG. 04 登録及び公告手数料 特許登録前に登録及び公告手数料を支払わなければならない。手数料の額は附属書PG. I に示されている。
PGPA Sec.	54	PG. 05 代理人の選任、委任状及び送達用あて名 出願人がパプアニューギニアに居住していない場合には代理人を選任しなければならない。代理人の選任は委任状で行う。代理人を選任する委任状は出願と同時に又は出願日から2箇月以内に提出することができる。代理人のあて名は、代理人を選任した者に対する通信の送付先となるあて名として扱われる。
PGPR Sec.	7, 36, 39	
PCT Art.	28	PG. 06 出願の補正及びその時期 出願人は特許登録前であれば自己の出願を補正することができるが、補正によって最初の出願の開示範囲を超えないことを条件とする。
PCT Art.	41	
PAGA Sec.	22	
PCT Art.	25	PG. 07 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。出願人は自己に不利な決定が行われる前に、ヒアリング請求をすることによってヒアリングを受ける機会が与えられる。ヒアリング請求は書面で行い、所定の手数料の支払を条件とする。
PCT Rule	51	
PGPA Sec.	7	
PGPR Sec.	43	
PCT Art.	24(2)	PG. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
PCT Art.	48(2)	
PCT Rule	82bis	

手 数 料

(通貨：キナ)

特許出願	1,000
特許出願にコンパクトディスク若しくは他の電子媒体によるヌクレオチド又は アミノ酸の配列リストが含まれている場合	1,500
特許の各分割出願につき	300
出願人の要請による出願の補正	170
登録官の要請による出願の訂正	50
登録官による要約書の作成	100
登録官の求めによる出願の補正	50
登録及び公告手数料	100
特許／実用新案／意匠証の登録に対する異議通知	1,200
年 金：	
－2年目	170
－3年目	200
－4年目	240
－5年目	270
－6年目	330
－7年目	400
－8年目	460
－9年目	550
－10年目	640
－11年目	700
－12年目	750
－13年目	800
－14年目	900
－15年目	1,000
－16年目	1,100
－17年目	1,200
－18年目	1,300
－19年目	1,400
－20年目	0

年金の遅延支払の割増金 ここに示す手数料の支払に加えて、
各年の対応日から手数料支払日まで間
の各月又はその端数につき200

手数料の支払方法

手数料は、パプアニューギニアの通貨であるパプアニューギニア・キナ（PGK）で支払う。

現在、外国の出願人による支払は、「Investment Promotion Authority」を受取人とする銀行送金又は小切手によって行う。